

## 随意契約の公表

### 【 役 務 】

| 件名(規格・数量)   | 契約担当役の氏名、<br>部署及び所在地   | 契約年月日    | 契約の相手方の<br>名称及び住所                                      | 契約金額         | 予定価格 | 落札率 |
|---|--|----------|--|--------------|------|-----|
| 東京サテライトに係る不動産の賃貸借(変更契約)   | 石川県能美市旭台<br>1丁目1番地<br>国立大学法人北陸<br>先端科学技術大学<br>院大学<br>契約担当役 理事<br>河野 広幸 | 令和8年3月9日 | 品川インターシ<br>ティマネジメント<br>株式会社<br>東京都港区港<br>南二丁目15番<br>2号 | 176,579,040円 | ※1   | ※2  |
| 随意契約による理由(根拠条文及び理由)   | 根拠条文:本学会計規則第32条第4項第1号  |          |  |              |      |     |
| 理由:本学は、社会人学生等への講義及び指導等の教育を提供する東京サテライトとして、平成22年度から当該物件を賃借している。当該物件は社会人学生の通学に適した品川駅前という好立地にあること等を理由に選定され、その後、本学独自で予算をかけて、教育に必要な講義室や遠隔会議システム等の整備が行われている。令和8年度から令和9年度においては、これまでどおり当該物件において東京の社会人学生等へ講義及び指導等を行う予定のため、他の物件への移転は、社会人学生への教育の停滞を招く恐れがあること及び多額の費用がかかることから検討しない。ついては、引き続き当該物件を賃借することとなるが、賃貸借契約は所有者の代理人となっている契約相手方1社のみとなっており、本学会計規則第32条第4項第1号の契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当することから、随意契約とする。 |  |          |  |              |      |     |

※1 他の契約の予定価格を類推される又は大学の事務・事業に支障を生ずるおそれがあるため公表しない。

※2 ※1により予定価格を公表しないことに伴い公表しない。